平成２６年3月２１日

海外遠征４５日ルールの見直し（廃止）について

（公財）全国高等学校体育連盟テニス専門部

平成１４年度より適用して参りました内規規程の「海外遠征４５日ルール（海外遠征に関する内規）」を平成２６年度より廃止いたします。ただし，海外遠征参加等にあたっては，以下のことを遵守し，学校長及び保護者の責任のもとでおこなうこととといたします。

１　海外遠征・国内大会への参加について

海外遠征や国内大会への参加は，選手，保護者，学校でその必要性や時期・期間などを十分考慮した上で，参加，計画をしてください。全国高等学校体育連盟テニス専門部への「海外遠征参加届」,「海外遠征終了報告書」の提出は必要ありません。

２　全国高校総体・全国選抜大会への参加について

各大会要項の「参加資格」にありますように，選手は各都道府県大会，各地域大会に参加しなければなりません。また,「全米オープンジュニア」,「日韓中ジュニア交流競技会」への出場権を得た選手は，当該大会及び以降の高等学校体育連盟が主催する大会に参加しなければなりません。

３　監督，顧問の先生方へ

平成２６年４月より「海外遠征４５日ルール」を廃止します。生徒が勉学に支障をきたすような海外遠征や国内大会への参加がないようにご指導ください。